



島根県報

平成23年2月15日（火）

第2,265号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
保安林予定森林（2件）	（森林整備課）	2
漁業災害補償法の規定による同意	（水産課）	3
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（中小企業課）	8

【公 告】

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥の肥料原料化業務委託に係る一般競争入札の相手方等	（下水道推進課）	9
島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務委託に係る一般競争入札の実施	（病院局）	10

【公安告示】

貴重品運搬警備業務1級検定及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施	（警察本部）	11
---------------------------------	--------	----

告 示**島根県告示第91号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成23年2月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 あすか	訪問介護	あすかヘルパーステーシ	益田市中島町イ1454番地1	平成23年2月15日
	介護予防訪問介護	ョン		

島根県告示第92号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年2月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市美保関町雲津734
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第93号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年2月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市島根町加賀字向田1373-3、1374、5793、5794
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第94号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年 2月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 加入区の名称

美保関町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

2(1) 加入区の名称

島根町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね島根町支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表2の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

3(1) 加入区の名称

恵曇・御津加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区のうち魚瀬・秋鹿連絡所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分欄6に掲げる漁業の区分

4(1) 加入区の名称

恵曇・御津加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区のうち魚瀬・秋鹿連絡所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分欄8に掲げる漁業の区分

5(1) 加入区の名称

平田市加入区

- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分
- 6(1) 加入区の名称
平田市加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分
- 7(1) 加入区の名称
平田市加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄9に掲げる漁業の区分
- 8(1) 加入区の名称
平田市加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄10に掲げる漁業の区分
- 9(1) 加入区の名称
大社町・湖陵町・多伎町加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分
- 10(1) 加入区の名称
大社町・湖陵町・多伎町加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分
- 11(1) 加入区の名称
大社町・湖陵町・多伎町加入区

- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分
- 12(1) 加入区の名称
大社町・湖陵町・多伎町加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分欄6に掲げる漁業の区分
- 13(1) 加入区の名称
大田市加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち久手出張所の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表7の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分
- 14(1) 加入区の名称
大田市加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち久手出張所の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表7の項漁業の区分欄8に掲げる漁業の区分
- 15(1) 加入区の名称
和江加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち久手出張所及び五十猛出張所を除く区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表8の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分
- 16(1) 加入区の名称
五十猛加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち五十猛出張所の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表9の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分
- 17(1) 加入区の名称
仁摩町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね仁摩支所の地区のうち温泉津出張所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表10の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

18(1) 加入区の名称

温泉津町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね仁摩支所の地区のうち温泉津出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

19(1) 加入区の名称

温泉津町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね仁摩支所の地区のうち温泉津出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

20(1) 加入区の名称

温泉津町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね仁摩支所の地区のうち温泉津出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

21(1) 加入区の名称

浜田市加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち江津出張所及び三隅出張所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

22(1) 加入区の名称

益田市加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

23(1) 加入区の名称

益田市加入区

- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分
- 24(1) 加入区の名称
益田市加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分
- 25(1) 加入区の名称
益田市加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分
- 26(1) 加入区の名称
中村加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち中村出張所の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表16の項漁業の区分欄に掲げる漁業の区分
- 27(1) 加入区の名称
五箇村・都万村加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち五箇出張所及び都万出張所の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表17の項漁業の区分欄6に掲げる漁業の区分
- 28(1) 加入区の名称
西郷加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち中村出張所、五箇出張所及び都万出張所を除く区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分
- 29(1) 加入区の名称
西郷加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち中村出張所、五箇出張所及び都万出張所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

30(1) 加入区の名称

西郷加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち中村出張所、五箇出張所及び都万出張所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分欄6に掲げる漁業の区分

31(1) 加入区の名称

西郷加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち中村出張所、五箇出張所及び都万出張所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

32(1) 加入区の名称

浦郷加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浦郷支所の地区のうち知夫出張所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表20の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

33(1) 加入区の名称

知夫村加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浦郷支所の地区のうち知夫出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表22の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

島根県告示第95号

平成23年島根県告示第26号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成23年2月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

Good Day by ushio 医大通店 出雲市塩冶町2125番地1外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	渋滞が予想される場合は、駐車場出入口に適宜交通整理員を配置するなどして、円滑な交通の流れを確保するとともに、交通事故防止に万全を期すること。	店舗面積の拡大に伴う売り出し等により、交通流量の変化が生じることが予測されるため。
2	駐車場内での自動車騒音軽減のための来店者への啓発や従業員、関係者の意識の徹底（アイドリング、空ぶかしの禁止など）などの対策を図ること。 特に、夜間（21時～6時）については対策を徹底すること。	駐車場の隣接地や駐車場の出入口付近に住宅が多いため。 また、夜間については、一部地点で予測騒音レベルが基準値を超えているため。
3	周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
4	工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。 汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）による。

3 縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成23年2月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥の肥料原料化業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成23年2月4日

4 落札者の氏名及び住所

やすぎ農業協同組合 代表理事組合長 山根盛治

島根県安来市飯島町1205番地1

5 落札金額

51,975,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成22年12月24日

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成23年2月15日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 履行場所

島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成23年における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務に関する入札参加資格者審査要綱第5条第2項の規定により、A等級に格付けされた者であること。

(3) 本公告に示した役務を確実に履行し得ることを証明できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原4丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部施設管理グループ

電話0853-30-6435

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

入札説明会の際に交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成23年2月23日（水） 13時

イ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 伝染病棟 会議室3

(4) 入札書の受領期限

平成23年3月29日（火） 13時（郵便による入札にあつては、午前11時）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年3月29日 13時

イ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第117条各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を入札書の提出場所に平成23年2月24日から平成23年3月14日午後5時までの間に提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県病院局財務規程第98条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した役務を履行できると病院長が判断した入札者であって、島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

The service of disposal of medical waste of The Shimane Prefectural Central Hospital, 1 set

(2) Application Due :

13:00 29 March 2011

(Applications by mail must be arrived at Central Hospital by 11:00 29 March 2011)

(3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Administration Department,

The Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumo-shi Shimane 693-8555 Japan

TEL 0853-30-6435

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第13号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成23年2月15日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
貴重品運搬警備業務 1 級	学科試験	平成23年 5月20日（金）午前 9 時30分から午前11時まで	5 人程度
	実技試験	平成23年 6月25日（土）午前 8 時30分から午後 5 時まで	
貴重品運搬警備業務 2 級	学科試験	平成23年 5月20日（金）午前 9 時30分から午前11時まで	5 人程度
	実技試験	平成23年 7月 9 日（土）午前 8 時30分から午後 5 時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 貴重品運搬警備業務 2 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成23年 4月18日（月）から同月22日（金）までの午前 8時30分から午後 5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第 1号） 1通

イ 写真（申請前 6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 貴重品運搬警備業務 1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各 1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各 1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 貴重品運搬警備業務 1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受験資格認定書の写し 1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問い合わせ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3032、3033）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。